

教員の懲戒処分公表について

本学の教員に対し、高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、懲戒処分を行いましたので、公表します。

- (1) 処分年月日 令和7年10月27日
- (2) 被処分者の所属・役職 高知県立大学看護学部 教授
- (3) 処分の内容 戒告
- (4) 処分事案の概要

- ・被処分者は、業務上のやり取りのメールにおいて、部下にあたる非常勤教員に対し、人格を否定されていると受け止められても仕方のない表現を用いたメールを送付するなど、パワー・ハラスメントと認められる行為を行った。
- ・また、被処分者は、当該非常勤教員の勤務実績（時間外勤務）が過少に申請されているのを認識した上で、それを修正させることなく実績確認を行い、本来支払われるべき金額よりも過少に賃金が支払われる状態を生じさせた。さらに、この状態を改善することなく放置した。
- ・こうした被処分者の行為は、「高知県公立大学法人職員就業規則」第4条第1項「職員は、法人及び大学の使命を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない」、第5条の「法令、規程等の遵守及び職務命令に従う義務」及び第6条の「信用失墜行為の禁止」、第8条の2「ハラスメントの禁止及び防止」に違反することから、第35条第1号「戒告」の懲戒処分とした。

※本件に関する行為の詳細及び当事者に関する情報については、被害者のプライバシーの侵害及び二次被害を与える恐れがありますので、公表を差し控えます。

なお、お支払いできていない賃金につきましては、今月中にお支払いすることとしております。

〈学長コメント〉

この度、本学教員による、部下にあたる非常勤教員に対するパワー・ハラスメント行為が事実認定されたことは、実に残念であり、遺憾であります。当該行為は個人の人権を侵害する不当な行為であり、決して容認できないものであります。被害にあわれた方、関係の方々には深くお詫び申し上げます。

また、当該教員は、同非常勤教員の勤務実績が過少に申請されているのを認識した上で、それを修正させることなく、本来支払われるべき金額よりも過少に賃金が支払われる状況を生じさせたまま放置しており、勤怠管理者としての管理義務を果たせておりませんでした。職員の職務遂行に関する指導が徹底できていなかったことを、深くお詫び申し上げます。

大学としましては、この事態を真摯に重く受け止め、全学をあげて更なるハラスメント防止対策を徹底するとともに、職員の果たすべき役割に関する周知徹底を行い、ハラスメントのない大学に向けて、全力で取り組んでまいります。

〈再発防止に向けて〉

特にハラスメントの再発防止に向けては、学内に設置している人権委員会を中心に、取り組みを進めてまいります。本学では本年度から、人権委員会の委員を、これまでの学内関係者のみの編成から、弁護士等の外部委員を2名加え、より客観性を担保する形へと変えております。

本年9月に高知県公立大学法人が実施した、教職員を対象とするハラスメントアンケート調査では、概ね3年間の間に「ハラスメントを見聞きしたことがある」「自分が受けたことがある」といった回答も見られているところであり、こうした回答があったことを重く受け止める必要があると考えております。

これらの事案に適切に対応していくため、法人本部から各種ハラスメントに関して具体的に心当たりのある方は、積極的に相談窓口にご相談いただくよう呼びかけも行っているところですが、本学ではこうした呼びかけに加えて、より客観性を担保した形でハラスメントに関する相談ができるよう、新たにハラスメントに詳しい外部相談員の窓口を拡充する予定です。現在、人選を進めているところですが、相談があったものについては外部相談員から人権委員会に報告を行い、適切に対応していくことで、再発防止に取り組んでまいります。

また、今後こうした事案が発生した場合におきましても、毅然とした対応を行ってまいります。

お問い合わせ先
高知県立大学（池キャンパス）
事務局 溝渕、井上
TEL:(088)847-8700